

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第50条 当社が提供する3G通信サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料、付加機能使用料、通信料(料金表第1表第3(通信料)に規定する通信の付加サービスの利用に関する料金を含みます。以下同じとします。)、相互接続番号案内料、解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び3Gプリペイドサービス(s)契約に係る前払い料金とします。

2 前項の規定によるほか、別記2に定める海外事業者の電気通信設備を主として使用して提供する国際アウトローミング機能の料金は、料金表第1表に規定する国際アウトローミング機能通信料とします。

3 当社が提供する3G通信サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払い義務

(基本使用料等の支払い義務)

第51条 契約者(3Gプリペイドサービス(s)契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)又は第2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。

2 (削除)

3 前2項の期間において、利用の一時中断等により3G通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止(3Gプリペイドサービス(s)にあつては、第42条の2(3Gプリペイドサービス(s)の利用停止)第1項又は第2項の規定による3Gプリペイドサービス(s)の利用停止を除きます。)があつたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、3G通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその3G通信サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその3G通信サービスについての料金
2 3Gチップの変更又は3Gチップ(e)に登録されている情報の変更に伴って、	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその3G通信サービスについ

<p>当社の都合により 3G 通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。</p>	<p>ての料金</p>
--	-------------

- 4 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者（第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき利用を停止された者を除きます。）の責めによらない理由によりその 3G 通信サービスを全く利用することができない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときは、全く利用できない状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数分について、利用可能期間を延長します。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

（通信料の支払い義務）

第 52 条 契約者は、その契約者回線から行った通信等（当該契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表第 1 表第 3（通信料）、4G 通信サービス契約約款又は 5G 通信サービス契約約款の規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

2 （削除）

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信に関する料金について、別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
- 4 相互接続通信の料金の支払い義務については、前 3 項の規定にかかわらず、第 60 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。
- 5 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつたときは、料金表第 1 表第 3 の規定により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（解除料の支払い義務）

第 53 条 契約者は、当社が別に定める規定に該当する場合には、料金表第 1 表第 6(解除料)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項に規定する通知を行う場合、契約者が当社が別に定める規定による解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを配信する方法(以下、「電子メール等」といいます。)により通知します。この場合において、通常、契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、契約者に到達したものとみなします。

3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断した契約者に対しては、書面により通知します。

（手続きに関する料金の支払い義務）

第 54 条 契約者は、3G 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 7（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払い義務）

第 54 条の 2 契約者は、料金表第 1 表第 8（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支

払いを要します。

ただし、番号規則に定めるデータ伝送携帯電話番号を用いる場合は、この限りではありません。

(電話リレーサービス料の支払い義務)

第54条の3 契約者は、料金表第1表第9(電話リレーサービス料)に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

ただし、番号規則に定めるデータ伝送携帯電話番号を用いる場合は、この限りではありません。

(工事費の支払い義務)

第55条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又は工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(契約者以外の者による料金の支払い)

第55条の2 契約者(3Gプリペイドサービス(s)契約者を除きます。以下この条において同じとします。)及び契約者以外の者(以下この条において「支払者」といいます。)の同意のもと、契約者の3G通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者の3G通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。)の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第56条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第57条 契約者又は3G通信サービス利用権を譲り受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合には、3G通信サービスの利用に先立って(譲渡の場合はその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 3G通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けたとき。

- (2) 3G サービス利用権の譲渡の承認を請求したとき。
- (3) 第 42 条 (3G 通信サービスの利用停止) 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による利用の停止があり、その利用の停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、当社が別に定める額 (1 契約ごとに 10 万円以内とします。) とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、3G 通信サービスに係る契約の解除又は 3G 通信サービス利用権の譲渡等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 58 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 59 条 契約者は、3G 通信サービス等の料金その他の債務 (預託金及び延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第 60 条 契約者、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は他社公衆電話 (東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が街頭その他の場所に電話機等 (電話機及びこれに付随する設備をいいます。) を設置して公衆の利用に供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱い等については、相互接続協定に基づき別記 6 に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除

第 7 節 (削除)

第 60 条の 2 (削除)